

## 第 28 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 1 時から
- 2 現地調査 農業振興地域整備計画変更申請地の現地確認
- 3 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 4 議 事 議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更について  
議案第 2 号 農地法第 3 条関係について（所有権移転）  
議案第 3 号 農地法第 3 条関係について（賃貸借権設定）  
議案第 4 号 農地法第 5 条関係について  
議案第 5 号 農地転用許可後の計画変更承認申請について
- 5 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
②農地法第 5 条の規定による意見回答について  
その他
- 6 協議事項 (1)農地パトロールについて  
①令和 7 年の確定値について（別添資料）  
②農地利用意向調査について  
③非農地判断について  
(2)その他
- 7 そ の 他

8 出席農業委員（10人）

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 倉田明彦 | 征矢昌博 | 小林美晴 | 唐木義秋 |
| 原 聡美 | 太田和也 | 唐澤 忠 | 城田忠志 |
| 伊藤良夫 | 唐澤喜廣 |      |      |

9 欠席委員

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 堀 敬一 |  |  |  |
|------|--|--|--|

10 議事録署名委員

|      |      |
|------|------|
| 小林美晴 | 唐木義秋 |
|------|------|

11 出席農地利用最適化推進委員

|      |     |      |  |
|------|-----|------|--|
| 酒井文代 | 酒井明 | 唐澤英樹 |  |
|------|-----|------|--|

12 出席事務局職員

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 有賀正浩 | 事務局次長 | 清水栄子 |
| 事務局  | 池上裕介 | 農政係長  | 鈴木達也 |

|        |   |
|--------|---|
| 事務局長   | 開会前<br>・農政情報報告（米サミット参加について等）  |
| 伊藤会長代理 | 開会<br>現在出席の農業委員数は11名中10名です。農地利用最適化推進委員の皆さんは3名の出席をいただいております。<br>農業委員の出席人数が過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、ただ今から第28回農業委員会総会を開会致します。   |
| 唐澤会長   | 会長挨拶  |
| 事務局長   | 以降、会議規則第4条の規定により唐澤会長に議長となつていただき進行願います。  |
| 議長     | 議事録署名委員を指名します。<br>本総会の議事録署名委員は、小林美晴委員と唐木義秋委員を指名します。   |
| 議長     | 1 議事<br>議事に移ります。<br>議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について事務局よりお願いします。   |
| 事務局    | 議案第1号の除外1について<br>朗読 上程<br>1件 2筆   |
| 議長     | 担当地区の城田委員より補足ございましたらお願いします。   |
| 城田忠志委員 | (特になし)  |
| 議長     | 除外1についてご質問・ご意見ございましたらお願いします。<br>唐木委員どうぞ。  |
| 唐木義秋委員 | この土地の変更についての異論はございませんし、いいと思うのですが、先ほど現地で道路敷について質問をさせていただきましたが、どうやら不明であるということですので、見通すと道が繋がっていますが、ススキなど雑草が生えていて誰も道を使わないということだそうですが、道路は道路として、我々は認識をしていかなければいけないし、この判断はやはりまず |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>いと思います。</p> <p>たまたまここは、■■■■■という方が太陽光か何かしてると思うんだけど、あくまでも農道は農道だという認識を我々農業委員は持たなければいけないと私は思います。</p> <p>もし違っていましたら、また皆さんのご意見を伺いたいですけれども、私の要望とすると、道路敷の境は、この機会にしっかり明確にしたいと思いますし、これは私のあくまで予想というか勝手な想像なんですけど、■■■■■が自分の費用で道路の一部をコンクリートにしたと思います。</p> <p>これは恐らく、重量物が通って農道が壊れてしまっても迷惑をかけるということで、善意でやってくれたと思うんですが、それはそれで良くて、境については、この機会に明確にしておいて欲しいという要望です。</p> |
| 農政係長 | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>公図等も確定しており、国土調査も終わっている土地なので境自体は恐らく確定はしているのかなと思いますが、目に見える形でということについてはまたご意見としていただきます。</p>   |
| 事務局長 | <p>今の回答について付け足しですが、ここは面積的に■■■■■ため開発行為が必要になってきます。</p> <p>その場合は、建設などの部署も入って合同の会議を行いますので、そこで建設の方にもしっかりと話をしていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>  |
| 議 長  | <p>他にご意見ございますか。</p>   |
| 委員一同 | <p>(特になし)</p>   |
| 議 長  | <p>この除外1の関係ですが、土地所有者の申請理由書から除外はやむを得ないと思いますが、そのような意見でよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いします。</p>   |
| 委員一同 | <p>(全員挙手)</p>   |
| 議 長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>除外1につきましては、全員の挙手をもちまして、除外はやむを得ないという事で農業委員会の意見と致します。</p> <p>続いて除外の2につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>除外2について</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>議長</p>     | <p>朗読 上程<br/>1件 1筆</p> <p>除外2につきまして補足説明をいただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p> <p>唐木委員どうぞ。</p>   |
| <p>唐木義秋委員</p> | <p>場所を見て違和感がありましたが、それは手順の問題だと思います。</p> <p>この3種農地を農転にかけて駐車場か何かにする事の申請を受けて今回我々は現地を確認しに行ったわけですよ。</p> <p>ところが、現地に行くと既に重機が入って、土を掘り起こしており、現況が全然わからないということで、手順はルールに則っているのかどうか。</p> <p>あるいは、事前に事務局なりが、工事を進めていいですと許可を与えたのかどうか。</p> <p>今まで私も何度かこういう土地を見に行かせてもらいましたが、既に重機が入って土を掘り起こしているという所は見たことがありません。</p> <p>もしかしたら私が知識がなくて、そういう手順でもいいですよということでしたら、その手順を教えてくださいたいですし、今回はイレギュラーではなく普通なんですよということであれば、その点を教えてくださいたいと思います。</p>   |
| <p>事務局長</p>   | <p>お答えさせていただきますが、これはイレギュラーです。</p> <p>レギュラーの話でもなく、そういう手順があるというものではありません。</p> <p>ですので、あの土地には元々農業用の施設が建っていたということだと思いますが、それを壊すこと自体は農地にある農業施設のため特に問題はないのですが、重機が入って既に工事をしていることは、手順的には間違えていますので、先月に転用許可を取った土地については、始めてもらって構いませんが、今回の申請部分については、まだ着手してもらってはいけない物件です。</p> <p>ですので、速やかに事業者の方に連絡を取って、対応していきたいと思います。</p> <p>そもそもこの後、農振除外の申請を県に上げていくと、県も現地確認に来るため、これは何だと間違いなく言われますので、対象地については、すぐに連絡を取って工事しないよう指導していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。</p> <p>事前に確認しておけば良かったのですが、そこまで確認できていなかったもので、このようなことになってしまったことをお詫び申し上げます。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>唐木委員の質問のとおり、やはり手順的にはおかしいですよ。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>いいことではないですが、宅地の部分を壊す時に、一緒に工事をしてしまおうと着手をしてしまったのかなと思います。</p> <p>しかし、許可が出ていない段階で手をつけるのはまずいので、事務局長が言ったように、業者に一言言っておいていただく必要はあるのではないかと思います。</p> <p>除外2について他にご意見ありますか。</p>  |
| 委員一同   | (特になし)   |
| 議長     | 除外についてやむを得ないということに賛成の方につきまして、挙手をお願いします。  |
| 委員一同   | (全員挙手)   |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、除外2案件につきましては、やむを得ないという意見と致します。</p>  |
| 事務局    | <p>議案第2号 農地法第3条関係について (所有権移転)</p> <p>朗読 上程</p> <p>1件 1筆</p>  |
| 議長     | 担当地区の倉田委員は補足説明ございますか。  |
| 倉田明彦委員 | <p>これは後ほど出てきますが、議案第4号番号1の5条申請に関連します。今回の計画につきましては、今の畑一筆を住宅用地と畑に分筆して、取得する計画です。</p> <p>譲受人は同一人の方であり、該当の農地につきましては、現在栗を作られていますが大変綺麗に管理をされています。</p> <p>譲渡人の■■■■は住まいが■■■■の■■■■ということ非常に遠方であるということと、現在の年齢が■■■■であるため、これからの管理が非常に困難であるということと売却を考えたということです。</p> <p>また、譲受人の■■■■は現在村内の集合住宅に居住をしております、手狭になったため住宅用地を探していたところ、既存の栗の栽培の継続も可能であることから取得に至ったというところではあります。</p> <p>それから農作業の従事日数は計画では一応150日を計画しており、また地域内での農業の維持・発展に関する話し合いがあれば、積極的に参加したいということと、農道水路等の共同利用施設の取り決めにも従い、獣害被害対策への協力も行っていきたいという方です。</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>農業経験はそこまで聞きませんでしたが、書面上に書かれた内容のもとに説明させていただきました。よろしくお願いします。</p>  |
| 議長     | <p>議案第2号につきまして、倉田委員から補足説明いただきました。ご質問・ご意見ございますか。</p>   |
| 委員一同   | <p>(特になし)</p>   |
| 議長     | <p>ご意見等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。</p>  |
| 委員一同   | <p>(異議なし)</p>   |
| 議長     | <p>それでは議案第2号については、許可と致します。</p>  |
| 事務局    | <p>議案第3号 農地法第3条関係について (賃貸借権設定)<br/>朗読 上程<br/>1件 1筆</p>  |
| 議長     | <p>担当地区の原委員・酒井委員は補足説明がございましたらお願いします。</p>  |
| 酒井文代委員 | <p>譲受人である■■■■と譲渡人である■■■■の利用権設定が終わりになったということで、中間管理で借りたらどうかという提案を■■■■にはしたのですが、■■■■が年次更新がいいということで、今回は3条で借受けるということになりました。</p> <p>また、■■■■払うということでしたので、少々お高くないですかということも話したのですが、今までもそうやって払ってきたし、今回もしっかり口座番号をお聞きしたので、■■■■が元気な限り続けていただけるかと思います。</p> <p>■■■■のご自宅が4ページにあるかと思いますが、申請地の裏で元々■■■■が綺麗に耕作してくださっていた土地なので、特に問題はないかと思います。</p> <p>また、この右側にある三角の部分の土地も、■■■■が耕作しており、綺麗にブドウ棚を作られているので、通りかかったら参考にさせていただければと思います。</p> |
| 議長     | <p>補足説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p> <p>私の経験だと、今回のような案件は恐らく初めてではないのかなと思います。</p> <p>今まで利用権設定でやっていましたが、利用権設定が廃止になり、中間管</p>  |

|        |   |
|--------|---|
|        | 理を利用するか、農地法第3条を活用するしかないということで、3条で出てきたのだと思います。   |
| 議長     | 議案第3号につきましてご意見ございませんか。<br>征矢委員どうぞ。  |
| 征矢昌博委員 | この3条はいいのですが、次の更新する時が自分の記憶だと、賃借料の設定をしてあると、自動更新するようなイメージでいたので、そうすると1年ごとに実施したいと言っていたのが1年後にそれを手続きが必要なのか必要ではないのか、手続きを取らないとそのまま続いていくということになるのか、そこら辺を教えていただければと思います。   |
| 事務局    | 利用権設定や中間管理による貸借と農地法の賃貸借は満期後の更新が異なっておりまして、今、征矢委員さんがおっしゃったように、賃貸借権の場合は、満了後、申し出しない限りは自動更新をされていきますし、使用貸借の場合は、期間が来れば契約終了となり土地も返されます。<br>今回はどうしても1年契約にしたいということでしたが、この場合は、解約の申し出をしない限り、権利が続いていくようになります。<br>逆に無償の場合は、満期となればそのまま契約終了となりますので、もし引き続き借りたいという場合は再契約が必要となります。 |
| 議長     | 他にご意見等ございませんか。  |
| 委員一同   | (特になし)  |
| 議長     | ご意見等なければ、議案第3号につきまして許可するという形でよろしいでしょうか。   |
| 委員一同   | (異議なし)  |
| 議長     | 議案第3号につきましては、許可と致します。   |
| 事務局    | 議案第4号 農地法第5条関係について<br>朗読 上程<br>5件 7筆  |
| 議長     | 1件ずつ審議して参ります。<br>番号1につきまして、担当地区の倉田委員に先ほど補足いただきましたが、また補足説明がありましたらお願いします。   |

|        |   |
|--------|---|
| 倉田明彦委員 | <p>番号1の説明ですが、先ほどの議案第2号で審議をいただいた同時の申請です。</p> <p>建物については平屋ということで付近への影響はないのではないかと考えます。</p> <p>雨水は地下浸透処理で行ってまいります。</p> <p>それから番号2の5条申請の説明ですが、譲受人は■■■■に居住しております。まして現在の住居の建て替え時期に差し掛かっており、建て替えにあたり、職場に近い南箕輪村の中で、住宅用地を探していたところ、今回の申請地が立地・資金面等の条件に合致したため、こちらの土地にという計画になりました。</p> <p>それから譲渡人につきましては、■■■■で、平成3年に■■■■により取得した土地であり、今後こちらに来る予定もないため今回売却するに至りました。</p> <p>番号3の5条申請の説明ですが、譲渡人は先ほどの番号2と同一人です。譲受人は■■■■の■■■■で、■■■■も営んでおり、番号2と番号3の仲介に関わっていて、今回は建築条件付き売買で農地を購入し、住宅地として販売をする予定です。</p> <p>申請地は主要道路に近く、北原公民館が50m以内にあることから、住宅用地として需要が見込まれるということで計画をいたしました。</p> |
| 議 長    | 番号1～3を一括に説明いただきましたが、番号1につきましてご質問・ご意見ございますか。   |
| 委員一同   | (特になし)  |
| 議 長    | 質問等なければ、番号1につきまして、許可する形でご異議ございますか。  |
| 委員一同   | (異議なし)  |
| 議 長    | <p>番号1につきましては、許可と致します。</p> <p>番号2につきまして、ご質問・ご意見ありましたらお願いします。</p>  |
| 委員一同   | (特になし)  |
| 議 長    | 質問等なければ、番号2につきまして、許可する形でご異議ございますか。  |
| 委員一同   | (異議なし)  |

|        |  |
|--------|--|
| 議 長    | 番号2につきましては、許可と致します。<br>番号3につきましては、これは特定建築条件付き土地ということでございますが、ご質問・ご意見ございますか。   |
| 委員一同   | (特になし)   |
| 議 長    | 質問等なければ、番号3につきまして、許可する形でご異議ございますか。   |
| 委員一同   | (異議なし)   |
| 議 長    | 番号3につきましては、許可と致します。<br>番号4につきまして補足説明を担当地区の征矢委員よりお願いします。  |
| 征矢昌博委員 | 番号4の場所の詳細は11ページになります。<br>かなり前に転用許可が出ていた土地のようですが、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の南側になります。<br>11ページのピンク色に塗ってあるところの敷地の奥も家が1軒建っております。その南側も左から2つは家が建っております。<br>当初の計画は5棟建てるということだったようですが、今のところ3棟建っていて、2棟分が造成のみで止まっている土地となっております。<br>今回その一番奥の1ヶ所が計画変更ということで、申請が来ております。もう1ヶ所が残っていて、ゆくゆくは申請が出てくると思っています。<br>譲渡人が <span style="background-color: black; color: black;">          </span> してしまつてということで、次の人に事業を継承してもらうということなので、やむを得ないと思っています。 |
| 議 長    | 番号4につきまして補足説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。   |
| 委員一同   | (特になし)   |
| 議 長    | 質問等なければ、番号4につきまして許可するという形でご異議ございませんか。  |
| 委員一同   | (異議なし)   |
| 議 長    | 番号4につきましては、許可と致します。<br>番号5につきまして、担当地区の太田委員より補足説明をお願いします。   |
| 太田和也委員 | 番号5ですが、場所の詳細は13ページと14ページになりますが、14ペー  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ジの地図を見ていただくと、実はこの土地周辺は既に何件も分譲しており、この申請地の西側に6軒ほどあり、家が建っています。</p> <p>そこの続きということで、元々一緒に開発する形で話があり、この地区の住民や畑を持っている方には事前にここもやりますよということで説明があったようです。</p> <p>そして、地主である■■■■■■■■■■から開発について合意がようやく取れたので、こういう形になったということです。</p> <p>現状、畑として一応使われている土地にはなっておりますが、実際はただ、トラクターで起こしているだけで、何も作らないなど私も見ておりました。そんな場所で特に問題はないかということで、お話を伺っております。</p> |
| 議 長  | 太田委員から補足説明をいただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。  |
| 委員一同 | (特になし)  |
| 議 長  | 質問等なければ、番号5につきまして許可するという形でご異議ございませんか。   |
| 委員一同 | (異議なし)  |
| 議 長  | 番号5につきましては、許可と致します。   |
|      | 次に、議案第5号の関係であります。先ほど議案第4号の4のところでも可としたわけですが、これについても当初転用者が■■■■■■■■■■で、承継者は■■■■■■■■■■ということでご質問・ご意見ございますか。  |
| 委員一同 | (特になし)  |
| 議 長  | 質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。  |
| 委員一同 | (異議なし)  |
| 議 長  | 議案第5号につきましては、許可と致します。   |
|      | 2 報告事項  |
|      | 報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について  |
| 事務局  | 報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について報告<br>1件 2筆   |
| 議 長  | 報告事項の①について、相続の関係でございますが、ご意見・ご質問ござ   |

|      |   |
|------|---|
|      | いますか。   |
| 委員一同 | (特になし)  |
| 議長   | 質問等なければ、承認するという形でご異議ございませんか。  |
| 委員一同 | (異議なし)  |
| 議長   | 報告事項①の案件につきましては、受理と致します。  |
| 事務局  | 報告事項② 農地法第5条の規定による意見回答について<br>資料は16ページとなります。<br>先ほど農振除外の現地確認に行っていた農振農用地以外のところの<br>転用ですが、面積が合計で3,000平方メートルを超えておりますので、県<br>農業会議ネットワーク機構からの意見聴取が必要な案件となりますので、<br>先月、本地区常設審議委員会に出席しまして意見を伺ってきました。<br>審議の結果、許可相当ということでご報告申し上げます。   |
| 議長   | この関係については、先月の農業委員会の5条申請になり、農業委員会の<br>許可要件ですが、3,000平米を超えるものについては、農業委員会ネット<br>ワーク機構の意見を聞かなければならず、審議した結果、許可相当である<br>とご報告いただいたということですが、ご意見・ご質問ございますか。   |
| 委員一同 | (特になし)  |
| 議長   | それでは報告事項終わりました、協議事項に入ります。<br>3 協議事項<br>(1) 農地パトロールについて  |
| 事務局  | ①令和7年の確定値について<br>お手元のA3で令和7年度より農地利用状況調査(確定値)という大きな<br>紙があるかと思うので、そちらも併せてご覧いただければと思います。<br>今年の農地パトロールの確定値として報告をさせていただきましたが、ま<br>ず一番上に令和7年と令和6年の数値の入った表がありますが、先月から<br>お伝えしているとおり、今年は昨年度より増加したという結果となります。<br>また、今回2号遊休農地が新規発生し、さらに、再生困難も4件という結<br>果になっております。<br>その下に、地区別の集計結果という形で地区ごと結果を載せております。<br>1号遊休農地についてですが、ページの真ん中から昨年度からの比較とい |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>うことで載せていますので地区別でどれほど増減があったかというところをご確認いただければと思います。</p> <p>一番下ですが要注意農地の昨年度との比較ですので、各地区の現状を把握いただければと思います。</p> <p>一番下の棒グラフの表がありますが、こちらは過去5年間の結果ということで載せており、令和3年度から多少減って、そこから何となく横ばいかなというところではありますが、令和7年度については多少増えてしまったという形になっております。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>ありがとうございました。</p> <p>農地パトロールについて何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>田畑地区にお願いしたいのですが、事務局でまとめてもらった農地パトロールの感想の中で、契約認識のずれが原因で3筆増えているということですが、この契約認識のずれって何ですか。</p>  |
| <p>酒井文代委員</p> | <p>■■■■■が作っていた農地のことですが、■■■■■が解約になったと思いで、耕作を行わなかったため、新規発生となりました。</p> <p>田畑神社から春日街道の一等地にあり、非常に目立つのでみんなに心配される所ですが、隣接の耕作者にお願いすることで話ができています。</p> <p>もう一か所は、耕作していた方が亡くなって親族が帰ってきても畑がどこかわからないということで放棄されていた土地があったので、今回、耕作放棄地と判断しました。</p>       |
| <p>議長</p>     | <p>いずれにせよ次の耕作者を探してください。お願いします。</p> <p>それからもう一点、南原の■■■■■予定でいたけどそのまま放置されている所はどうなっていますか。</p>  |
| <p>伊藤会長代理</p> | <p>■■■■■ということで土地を購入して、■■■■■は植えたんですがそのままになっていて未だに何もしておりません。</p> <p>植えた■■■■■も駄目になっているんじゃないかと思います。</p>  |
| <p>議長</p>     | <p>南原の土地でしたら酪農家の方も、借りてもらえるんじゃないかなと思うので、いずれも■■■■■を抜かなければならないと思うので、その手間が大変であります、酪農家の方に話してもらえればと思います。</p>   |
| <p>伊藤会長代理</p> | <p>元々酪農家が耕作していた畑をどうしても買って■■■■■をやりたいと土地を購入して、■■■■■が張り切ってやっていて、仲間の人も手伝いに来て■■■■■を植えたんですが、春先1回刈ったけど、あとは何にもしないので今は草で覆われていて■■■■■はないと思います。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>議長</p>     | <p>いずれにしても、使える可能性がある農地については、それぞれ話をし、遊休農地を少しでも減らすようにしていただいて、こんな時代なので、先ほど事務局のお話にもあったように、これからだんだん遊休農地が増えてくると想定します。</p> <p>委員も非常に大変だと思いますが、農地を見守ってもらって、心配なところについては所有者なり耕作者と話をしていただいて遊休農地が発生しないようお願いしたいと思います。</p> <p>それからもう一点報告ですが、これは今回の報告書の久保・塩ノ井・大泉地区で発生した遊休農地の耕作者である■■■■の方が■■■■しまい、荒らしてしまったということですが、その後、トラクターをかけてくれて、草も刈ってくれていました。久保や塩ノ井は見えていませんが、大泉の所は蕎麦を撒いてありました。</p> <p>心配していましたが、一応頑張っってやっていくような姿勢が見えますので、その点については少し安心なのかなと見ているところです。</p> <p>久保・塩ノ井はどうですか。</p> |
| <p>倉田明彦委員</p> | <p>久保も、会長がおっしゃったようにその後、土手の管理と蕎麦を作付してありました。</p> <p>今の状態は、管理がされているというところですよ。</p> <p>伊那土地改良区の2筆についても、全く同じ状況でした。</p> <p>南箕輪一円で、2ヘクタール以上の土地を取得かつ借りていると聞いておりますが、久保については現在そういった状況です。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>塩ノ井地区はどうですか。</p>   |
| <p>征矢昌博委員</p> | <p>塩ノ井も農地パトロール後すぐ、綺麗に整地してあり、その時に蕎麦を撒いたらしく、しばらくしたら蕎麦がすぐ芽を出しており良い状況で育っています。</p> <p>他の地区のところも気になって見ており、今日も総会の前の現地確認の帰りに大泉や南殿を見ましたが、蕎麦があるところは恐らく、■■■■が作っていただいているところだと思い、ちゃんとやってくれているので安心しております。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>ありがとうございました。</p> <p>農地パトロールについてご質問・ご意見はありますか。</p>  |
| <p>委員一同</p>   | <p>(特になし)</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>議 長</p>   | <p>先ほど申し上げましたが、確かに困難な時代になってまいりました。そのため、遊休農地を発生させないようにするのは大変かもしれませんが、もう一段ご努力をいただいて極力新しい遊休農地について発生させないよう特段のご努力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>  |
| <p>事 務 局</p> | <p>②農地利用意向調査について<br/> 資料 17 ページに農地利用意向調査実施要領という形で載せています。今回の農地パトロールの結果を受けまして、確定値が出ましたので遊休農地の所有者の皆さんに意向調査ということで通知をする形になります。2 の調査対象ですが、遊休農地所有者ということで、要注意を除く農地所有者に意向調査を行っていきます。再生困難のところについては、この後説明させていただきますので省略します。3 の調査方法ですが、一旦 18、19 ページを見ていただき、18 ページが土地所有者に対して送る通知の様式になっております。19 ページは、利用意向調査書で、こちらを農業委員会に提出してもらう様式になりますので、内容をご覧ください。実施方法としては、対面の聞き取りまたは郵送という形で行っていただければと思います。委員さんのお手元にある紙袋の中に、所有者宛の通知を用意させていただいていますが、所有者の居住地が村内の方については地区の担当委員さんの方で聞き取っていただいて意向確認をしていただければと思います。村外の方については、明日以降に郵送する予定です。調査の期間は、10 月 25 日に農地相談会が行われるので、本日 10 月 7 日から 10 月 24 日で区切り、訪問の際に農地相談会をすすめていただくなどの対応をお願いします。資料の 20 ページについても以前からご説明させていただいていますが、もし遊休農地を解消できるようであれば、営農センターの補助金もありますので、そちらも是非勧めていただければと思います。資料 22・23 ページの貸付け・売渡し希望農地申出書の様式となりますので、ご自身で管理できない方がいらしたら、記入していただき、提出するように声をかけていただくなど対応をお願いします。資料 24 ページは、10 月 25 日（土）に開催する予定の農地相談会開催のお知らせとなります。農地相談会については今月の村の広報誌に掲載し、また遊休農地所有者の方には調査書に同封しておりますので、ご承知いただければと思います。そして、10 月 25 日の相談会ですが、振興部会の皆様にご協力いただくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。それから通知を一方向的に送ると機械的な印象になってしまうということで</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>去年度より委員さんから手書きのコメントを同封するようしておりますので、お手数ですが書いていただき、同封いただければより思いは伝わりやすいと思うのでご協力いただければと思います。</p>   |
| 議 長   | <p>事務局から農地利用意向調査につきまして説明いただきましたが、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。</p>   |
| 委員一同  | <p>(特になし)</p>   |
| 議 長   | <p>この方向に沿って実施をしておりますので、よろしく願いいたします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>③非農地判断について<br/>資料は25ページをご覧ください。<br/>令和3年の4月に農林水産省からの通知となりますが、農地パトロール等で利用状況調査の結果、調査した農地が再生困難に該当する場合は原則として当該調査を行った年内に、非農地判断を行うこととなっております、農業委員会では土地改良区に入っていない所や農振農用地でない土地を再生困難と判断し再生困難と判断した農地については資料に沿って速やかに非農地判断を行っていくという形で進めております。<br/>先ほど確定値の方でもお示ししたとおり、村内で非農地になった土地が5筆ございましたので、こちらについても非農地判断を進めていければと思っております。<br/>非農地判断については農業委員3人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づき、地目変更の登記等を進めていくと書いてありますので、10月中を目途に、今回再生困難と判断した所を委員さんと事務局で確認を行っていきたいと思っております。<br/>今回再生困難と判断したのは、久保・北殿・神子柴地区になるのでその地区の担当委員さんはまた日程調整させていただきたいと思うのでご了承ください。<br/>続いて28ページ以降ですが、職権による地目変更について書いてありますのでご覧下さい。</p> |
| 議 長   | <p>非農地判断につきまして、ご意見・ご質問等ございますか。</p>  |
| 委員一同  | <p>(特になし)</p>   |
| 議 長   | <p>農振農用地・土地改良区の受益地に入っていないところについては非農地判断をすすめていくという方針ですが、個人的な意見として、非農地判断にしてしまうとその土地は私たち農業委員の管轄から外れてしまうため、</p>  |

伊藤会長代理

やはり村全体で見ていく必要があるのではないかと考えています。  
非農地判断した後に誰が管理をしていくのかというところまで見定めて、  
慎重に判断をしてほしいなと私は思います。

閉会

以上をもちまして第28回南箕輪村農業委員会総会を閉会します。

( 午後 3時5分終了 )

以上、第28回農業委員会総会 議事録に相違ない事を証明します。

令和 7 年 10 月 28 日

議 長

唐澤喜彦

議事録署名委員

唐木義秋

議事録署名委員

小林美晴

